

**「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終
処分場の拡張事業に係る環境影響評価準備書」についての
熊 本 県 知 事 意 見**

環境影響評価書（以下、「評価書」という。）の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[事業計画に関する事項]

(1) 貯留構造物の法面について、「法面の緑化にあたっては、防災上の検討を行った後、可能な限り周囲との連続性を図った植生とする。」としているが、法面の緑化に関する説明が不足しているため、評価書の作成に当たっては、法面の緑化に関する植栽計画について具体的に記載すること。

なお、植栽計画の策定にあたっては、生態系の回復が図られるよう在来種を選定し、表層土壌の環境改善にも配慮すること。

(2) 動植物への環境保全措置について、「草地環境」、「湿地環境」、「湿地・止水環境」を新たに造成する調整池とその周辺に整備するとしているが、これらがいつ、どこに、どのように造られるのかについて具体的な説明が不足しているため、評価書の作成に当たっては、新たに整備される環境について具体的に記載すること。

なお、これらの代償行為については、事業地内に造成された池の自然環境がより確実に再現されるよう二期工事の着手に先行して、新たな調整池を造成し、1年程度経過した後に植物の移植や生物個体群の移動を実施するように配慮すること。

具体的な計画、手法については、専門家の意見を参考にして決定すること。

[大気環境]

大気質・騒音・振動

(1) 大気質、騒音、振動の予測において工種別ユニットが用いられているが、その構成が明らかにされておらず、建設工事に伴う騒音を予測する際の評価時間の設定についても明らかにされていないため、これらの予測が適切に行われているか否かの判断が困難である。

評価書の作成にあたっては、これらの設定条件を明らかにすること。

- (2) 工事中の建設機械の稼働や供用時の埋立・覆土用機械の稼働に伴う窒素酸化物の予測・評価について、熊本市内に設置された一般環境大気測定局のうち、調査地点に最も近いのが楡木局であることや調査地近傍の明德公民館と楡木局近傍の楡木小学校において実施された二酸化窒素の簡易調査結果が同程度であることから、既存資料調査（バックグラウンド）の対象局として楡木局を選定しているが、大気中の二酸化窒素濃度について最も考慮すべきはむしろ近傍道路を走行する自動車からの排出ガスの影響であり、今回の事業予定地についても、国道3号を走行する自動車からの排出ガスの影響を強く受けていると考えられるため、自動車排出ガス測定局又は一般環境大気測定局のうち自動車排出ガスの影響を大きく受ける一般環境大気測定局を既存資料調査の対象として選定し、再度予測・評価を実施すること。

[水環境]

地下水

- (1) 事業地の地質の状況を把握するため、ボーリング調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施しているが、柱状図や地質断面図が示されていない等、事業地の地質の状況が十分に把握できていないことから、ボーリング調査結果や既存資料を再度精査するとともに事業地周辺の既存井戸の情報を収集・解析し、必要に応じて追加のボーリング調査を実施することにより、事業地周辺の地質構造や地下水と地層の関係を明確にすること。
- (2) 事業実施区域における地下水流向調査の結果が、大局的な当該地域の地下水の流向を示した既存資料の流向と異なることについて、局所的なものであると結論付けているが、解析に際して、事業地内の南北方向や東側の地下水の情報が収集されていないなど、十分な情報を踏まえた上での結論になっていない。

事業による地下水への影響を予測・評価する上で、地下水の流動を把握することが重要であることから、調査地点を見直した上で地下水の水位、流向、流速について改めて調査を行うこと。

なお、調査結果を基に帯水層区分を行うとともに、地下水位等高線図を作成し、地下水の形状を明らかにした上で、植木町のみならず熊本都市圏の地下水への影響という観点から第二帯水層の地下水への影響について明らかにすること。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 事業地内に造成された池やその周辺を主な生息地としているコガタノゲンゴロウ、ヒメミズカマキリへの環境保全措置について、事業の実施がこれらの種の生息環境及び生息に影響を与えるため、代償行為として「湿地・止水環境の創出」を採用するとしているが、新たな生息地の創出だけでは保全措置として十分ではないため、個体の捕獲、移動を積極的に実施することにより種の保全に努めること。

植物

- (1) 植物に関する環境保全措置について、新たに造成される調整池周辺に「埋土種子を含む表土の移植」と「消失個体からの種子の採取」を採用し、一年草、越年草で寿命が短い種を対象とした「生育個体の移植」は不確実性が高いことから採用しないとしているが、「埋土種子を含む表土の移植」については、埋土種子の含有が不確実な表土を移しても保全措置として十分とはいえないため、生育個体の移植等の保全措置についても併せて検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 日常的な景観について、湯舟橋地点のみを調査地点として選定しているが、日常的な景観の予測地点とは周辺住民の日常生活の場から選定されるものであるため、現在の調査地点のみでは、周辺住民の多くの日常生活の場を網羅しているとはいえない。

評価書の作成に当たっては、事業地周辺のその他の地点からの景観についても調査・予測・評価を実施すること。